

被災地における求人情報適正化の推進に関する行政評価・監視結果に基づく通知 に対する改善措置状況（フォローアップ）

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 29 年 6 月～30 年 3 月
- 2 調査対象機関等
 - (1) 調査対象機関 岩手労働局、ハローワーク盛岡、ハローワーク大船渡
宮城労働局、ハローワーク仙台、ハローワーク塩釜
福島労働局、ハローワーク福島、ハローワーク郡山
 - (2) 関連調査等対象機関 岩手県、宮城県、福島県
- 3 調査担当 総務省東北管区行政評価局、岩手行政監視行政相談センター、福島行政監視行政相談センター

【通知日及び通知先】 平成 30 年 3 月 29 日 岩手労働局、宮城労働局、福島労働局

【回答年月日】 平成 30 年 7 月 17 日、7 月 18 日

【調査の背景事情等】

求人票については、記載されている賃金が最低賃金を下回っていたり、明示すべき労働日数、休日数が記載されていないことがあるなどの問題が指摘されている。

東日本大震災の被災地では、復興需要による求人増が顕著となる中、求人票の内容と実際の労働条件が異なっているという苦情が岩手・宮城・福島県内の各ハローワークに寄せられており、また、当局にもそのような行政相談が寄せられている。

この行政評価・監視は、ハローワークの求人内容の適法性の確認状況、求人票と実際の労働条件の相違への対応状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

通知事項	回答要旨
<p>1 求人内容の適法性の確認状況</p> <p>岩手労働局、宮城労働局及び福島労働局は、管内ハローワークが求人申込みの適法性を確実かつ効率的に確認することができるよう、複雑で誤解しやすい要件を分かりやすいチェックシートやフローチャート図にするなど、確認方法を一層工夫し、管内ハローワークへの浸透を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東北管区行政評価局の結果通知を受け、平成 30 年 4 月～6 月に、管内ハローワーク所長、出張所長あて通知するとともに、ハローワーク所長会議等による説明会及び各ハローワークへの訪問指導を行って、チェックリスト、フローチャート図による求人受理時の内容確認を徹底した（宮城労働局・福島労働局）。 ・ 東北管区行政評価局の結果通知を受け、平成 30 年 6 月に統括職業指導官会議において、求人票の適正化及び求人票と実際の労働条件の相違への対応について説明した。今後 30 年 8 月上旬までに管内ハローワーク所長、出張所長あてに通知し、9 月上旬の会議及び 10 月に行う各ハローワークの訪問指導によって、新たに作成したチェックリスト、フローチャート図による求人受理時の内容確認を徹底することとした（岩手労働局）。 <ol style="list-style-type: none"> ① 「求人内容チェック表」（岩手労働局） ② 「求人票チェックリスト（労基法関係）」（福島労働局） ③ 「1 か月単位及び1 年単位の変形労働時間制における必要休日日数」（岩手労働局） ④ 「労働時間関係早見表」（宮城労働局） ⑤ 「1 年単位の変形労働時間制採用時の労働時間数の早見表」（福島労働局） ⑥ 「募集に当たり年齢制限をかけることができる資格チェックシート」（岩手労働局） ⑦ 「キャリア形成による年齢制限を行う際の免許・資格チェックシート」（宮城労働局） ⑧ 「求人受理時のポイント 例外事由 3 号イについて」（福島労働局） ⑨ 健康保険・厚生年金保険の適用を確認するためのフローチャート図（岩手労働局・宮城労働局・福島労働局）

2 求人票と実際の労働条件の相違への対応状況

岩手労働局、宮城労働局及び福島労働局は、早期に条件相違の情報を把握するとともに、求人事業主に抑止効果を及ぼしてトラブルを未然に防止するため、次の措置を講ずることが必要である。

① 求職者から条件相違の情報が把握できる効果的な方策を検討し、管内ハローワークへの浸透を図ること。

② 条件相違なしと回答された求人について、その回答が事実と異なることが判明した場合には、回答した求人事業主をしっかりと改善指導すること。

・ 東北管区行政評価局の結果通知を受け、平成 30 年 4 月～6 月に、管内ハローワーク所長、出張所長あて通知するとともに、ハローワーク所長会議等による説明会及び各ハローワークへの訪問指導を行って、以下の指示内容を徹底した（宮城労働局・福島労働局）。

・ 東北管区行政評価局の結果通知を受け、平成 30 年 6 月に統括職業指導官会議において、求人票の適正化及び求人票と実際の労働条件の相違への対応について説明した。今後 30 年 8 月上旬までに管内ハローワーク所長、出張所長あてに通知し、9 月上旬の会議及び 10 月に行う各ハローワークの訪問指導によって、以下の指示内容を徹底することとした（岩手労働局）。

① ハローワークシステムを変更して、紹介状（本人控え）に、「万一、求人票と労働条件が違っていたらご連絡ください」という旨の依頼文を印字し、紹介した求職者に対し、情報提供を求める（岩手労働局・福島労働局）。

② その求人について不採用となった求職者に対し、職業相談時に求人事業主の説明と求人票の記載内容に相違がなかったかについて聞き取りを行い、求人票と条件相違がなかったか確認する（岩手労働局・福島労働局）。

③ 失業認定申告書の「求職活動の内容」欄に、面接時に説明された労働条件と求人票との条件相違の有無について記載してもらうことで、求職者側からの情報把握の強化を図る（宮城労働局）。

④ 求人条件相違の申出等が寄せられた場合には、選考結果通知書の条件相違有無欄を確認し、条件相違なしと事実と異なる回答をしていた求人事業主に対しては、紹介保留等の厳正なる対処を行う（岩手労働局・宮城労働局・福島労働局）。